

屋根置き太陽光発電設備導入モニター事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 新潟県及び一般社団法人環境省エネ推進研究所（以下、「省エネ研究所」という。）は、新潟県内における事業用の施設等の屋根に設置をする太陽光発電設備等（以下、「屋根置きPV」という。）の導入に向けて、豪雪地帯対策特別措置法第2条による特別豪雪地帯の指定を受けた地域を中心とした多雪地域における屋根置きPV導入モニター事業を支援するために、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については新潟県補助金等交付規則によるもののほか、本要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における「事業用施設等」とは、事業に要する工場、倉庫、店舗、事務所及び本事業の目的に合致する事業用の施設等をいう。

(交付の対象及び交付額)

第3条 補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）の対象要件及び補助額は、別表のとおりとする。

2 補助金の交付の対象となる者は、前項の事業を実施する法人、団体（国、地方公共団体を除く。）、個人事業者又は法人を構成員とする企業体（以下「補助事業者」という。）で、次の各号いずれにも該当する者とする。

- (1) 要綱第13条で定める実績報告の内容を、省エネ研究所又は省エネ研究所を通じて新潟県知事に提供し、その報告の内容を省エネ研究所又は新潟県知事が広く公開することに同意する者。
- (2) 要綱第19条第1項で定める定期報告の内容を、新潟県知事又は新潟県知事が指定する者に提供し、その報告の内容を新潟県知事又は新潟県知事が指定する者が広く公開することに同意する者。
- (3) 第1号及び第2号による報告の内容以外の補助事業に係る全ての資料（補助金の申請書類、省エネ研究所が通知した文書、経理に係る帳簿、補助事業の実施に関する全ての書類及びデータ）を、省エネ研究所及び新潟県知事の求めに応じて提供し、新潟県知事が新潟県の施策に利用することに同意するもの（当該資料に係る情報を広く公開する場合には、新潟県知事は、補助事業者に対し、公開可能な範囲を確認する。）

3 次の各号のいずれかに該当する者は、補助事業者から除く。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

- (2) 暴力団員 (法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 役員等 (法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。)が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
- (4) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(交付の条件)

第4条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 補助事業の経費の配分を変更する場合若しくは内容を変更する場合、又は交付決定額を変更する場合には、省エネ研究所の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、省エネ研究所の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに省エネ研究所に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業に係る全ての資料 (補助金の申請書類、省エネ研究所が通知した文書、経理に係る帳簿、補助事業の実施に関する全ての書類及びデータ) は、補助事業の完了 (中止または廃止の承認を受けた場合を含む) の日の属する年度の終了後7年間保存し、いつでも閲覧できるように保存しておくこと。
- (5) 交付決定のあった会計年度内に事業を完了すること。

(交付申請書)

第5条 補助金の交付の申請においては、別記第1号様式による交付申請書を省エネ研究所が定める期日までに提出しなければならない。ただし、交付決定額の変更を申請しようとする場合は、別記第2号様式によるものとする。

(補助事業者の交付決定)

第6条 省エネ研究所は、第5条で規定する交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、予算の範囲内において補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合には

その条件を通知する。

ただし、交付申請書の内容から、省エネ研究所が別に定める方法により、事業の実効性及び第1条の規定する目的に照らし合わせた効果を評価し、補助事業を決定するものとする。

- 2 省エネ研究所は前項の決定に関して必要な条件を付することができる。
- 3 省エネ研究所は、第1項の規定により、補助金の交付の決定を行わないときは、その旨を通知する。

(申請の取下げ)

第7条 第5条の規定に基づき補助金の交付の申請をした者は、第6条第1項の規定による交付決定の通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を省エネ研究所に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請の取り下げあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定はなかったものとみなす。

(変更の承認)

第8条 補助事業者は、次の各号に掲げる場合で第4条第1号の規定により省エネ研究所の承認を受けようとする場合には、あらかじめ別記第3号様式による申請書を省エネ研究所に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 別記第1号様式の別紙1又は別紙1の2に定めるメニューごとの配分された額を変更(事業目的に変更が生じない軽微な変更又は事業の効率的な実施のために必要な軽微な変更を除く。)しようとする場合。ただし、それぞれの配分額のいずれか低い額の20%以内の変更を除く。
- (2) 補助事業の内容を変更(事業目的に変更が生じない軽微な変更又は事業の効率的な実施のために必要な軽微な変更を除く。)しようとする場合。
- (3) 交付決定額を変更しようとする場合

- 2 省エネ研究所は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。
- 3 省エネ研究所は、前項の変更等を行ったときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第9条 第4条第2号の規定により省エネ研究所の承認を受けようとする場合には、あらかじめ別記第4号様式による中止(廃止)承認申請書を知事に提出しなければならない

ない。

(事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第10条 第4条第3号の規定により省エネ研究所の指示を求める場合には、速やかに別記第5号様式による報告書を省エネ研究所に提出し、その指示を受けなければならない。

(事業の遂行)

第11条 補助事業者は、補助金の交付の目的に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない、補助金の他の用途への使用をしてはならない。

(状況報告)

第12条 補助事業者は、補助事業の遂行の状況について省エネ研究所の要求があったときは、速やかに別記第6号様式による報告書を省エネ研究所に報告しなければならない。

- 2 省エネ研究所は、補助事業者からの報告等により、その者の補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これに従って当該補助事業を遂行すべきことを求めることができる。
- 3 省エネ研究所は、補助事業者が前項の指示に違反したときは、その者に対し、当該補助事業の一時停止を求めることができる。

(実績報告書)

第13条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、その日から起算して1か月を経過した日(第9条により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)又は令和5年1月31日のいずれか早い日までに別記第7号様式による報告書に必要な添付書類を添えて省エネ研究所に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 省エネ研究所は、前条の報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る内容が補助金の交付の決定の内容(第8条の規定に基づく承認をしたときには、その承認された内容)及びこれに付された条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第15条 省エネ研究所は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業者に対し、当該補助事業につき、これに適合させるべきことを求めることができる。

2 第13条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業について準用する。

(交付決定の取消等)

第16条 省エネ研究所及び新潟県知事は、第9条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号に掲げる場合は、第6条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本要綱、本要綱に基づく省エネ研究所の指示又は補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反した場合。

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 省エネ研究所及び新潟県知事は、第1項の規定により取消をしたときは、その取消の内容及び必要があるときはその理由を、すみやかに補助事業者に通知するものとする。

4 省エネ研究所及び新潟県知事は、第1項の取り消しをした場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

5 補助事業者は、第1項の規定により省エネ研究所及び新潟県知事から前項の返還を求められた場合において、その求めに係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、当該補助金の額（その一部を返還した場合におけるその後の期間については、その額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて新潟県知事にしなければならない。

6 補助事業者は、第4項の補助金の返還について、期限内に返還しなかった場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年10.95%の割合で計算した新潟県知事に納付しなければならない。

(理由の提示)

第17条 省エネ研究所及び新潟県知事は、補助金の交付の決定の取消し、補助事業の是正のための措置を求めるときは、当該補助事業者に対してその理由を示さなければならない。

らない。

(補助金の支払)

第18条 補助金の支払は、精算払とする。

- 2 補助金の支払を受けようとする者は、別記第8号様式による補助金請求書を省エネ研究所に提出しなければならない。

(定期報告)

第19条 補助事業者は、補助事業が完了した年度の翌年度から3年間、次の各号に掲げる事業効果等に係る報告を、新潟県知事又は新潟県知事が指定する者に報告しなければならない。

- (1) 別記第9号様式による4月1日から9月30日までの事業効果等の報告
- (2) 別記第10号様式による10月1日から3月31日までの事業効果等の報告
- 2 前項第1号による報告は報告対象年度の10月31日までに、前項第2号による報告は報告対象年度の翌年度4月30日までに行うものとする。
- 3 新潟県知事は、補助事業者に対し、前項の報告のほか、必要に応じて事業の運用等に関する情報を求めることができる。

(取得財産等の管理)

第20条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業完了後においても、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）の期間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

- 2 新潟県知事は、は、取得財産等を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を納付させることがある。

(取得財産等の処分の制限)

第21条 取得財産等のうち、取得し又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、法定耐用年数の期間を経過するまで、新潟県知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

- 2 前項の規定による新潟県知事の承認を受けようとする場合には、あらかじめ別記第11号様式による財産処分承認申請書を新潟県知事に提出しなければならない。
- 3 新潟県知事は前項の規定により処分を承認するときは、補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

(監督)

第22条 省エネ研究所及び新潟県知事は、必要があると認めるときは、補助金の交付の目的を達成するために必要な限度において、補助事業者に対し、補助金の使途について必要な指示を行い、報告書の提出を求める。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し、必要な事項は省エネ研究所及び新潟県知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月29日から施行する。

別表

対 象 要 件	補助額
<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助事業により設置をする屋根置きPV（以下、「対象設備」という。）の出力（太陽電池モジュールの JIS などに基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値の低い方を kW 単位で小数点以下を切り捨てた値）が10kW以上である事業 ・ 豪雪地帯対策特別措置法第2条による特別豪雪地帯の指定を受けた地域又は設計積雪深（建築基準法施行令により新潟県特定行政庁が所管区域内建築物等に適用する垂直積雪量）が150cm超の新潟県内地域に所在する事業用施設等に、対象設備を設置する事業 ・ 平時に、対象設備設置先事業用施設等において対象設備による発電電力を自家消費することを目的とした事業、または「オンサイトPPAモデル」による事業 （「オンサイトPPAモデル」による事業の場合は、需要家とPPA事業者との契約で補助金額がサービス料金の低減等により需要家に還元されるものに限る。） ・ シミュレーションにより、導入予定の対象設備の出力及び対象設備導入先の事業用施設等の需要電力当該事業用施設等の需要電力を試算している事業 ・ 対象設備により、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づくFIT（固定価格買い取り制度）またはFIP（Feed in Premium）制度等による売電を行わない屋根置きPV導入事業 	<p>定額（4万円/kW） （上限額400万円）</p> <p>※「太陽電池出力（kW）」は、太陽電池モジュールの JIS などに基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値の低い方を kW 単位で小数点以下を切り捨てた値とする。</p>